

第5回行政改革審議会配布資料

項目	番号	資料名	頁
	資料1	福岡県行政改革大綱の実施状況(令和2年度)について	1
	資料2	県政モニターアンケートの結果について	11
公共サービスにおける民間活用の推進			
	資料3	1 アウトソーシングの推進 2 PPP/PFIの推進 ① 公共施設等管理に係るPPP/PFIの活用、公園整備に係るパークPFIの活用 ② 指定管理者制度における個別選定施設の公募への見直し	19
民間との協働による共助社会の実現			
	資料4	1 NPO・ボランティアとの協働 ① 企業・NPO・県民の協働意識醸成 ② NPO・ボランティアの運営力・活動基盤の強化 2 包括提携(連携)協定による協働の推進 3 企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用	25
市町村との連携強化			
	資料5	1 市町村との連携 ① 市町村に対する事務・権限の移譲及び規制緩和の実現 ② 県と市町村との連携による行政の効率化と市町村間の広域連携支援 2 政令市との連携	29
他都道府県との連携強化			
	資料6	1 他都道府県との連携	33
行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握			
	資料7	1 効果的な情報提供 2 県民ニーズの的確な把握	35

別冊資料①	令和3年度 行政評価 (外部評価①)
別冊資料②	第4回行政改革審議会における要求資料について

福岡県行政改革大綱の実施状況（令和2年度）について

1 概要

福岡県では、行政改革審議会の審議・答申を経て、平成29年3月に福岡県行政改革大綱を策定しました（計画期間：平成29～令和3年度）。

現在、同大綱に掲げられた52の改革事項の着実な実施に努めているところですが、今回は、計画期間の4年目である令和2年度の進捗状況を報告いたします。

52の改革事項のうち、47事項は改革事項のすべてについて取組みを実施中であり、4事項についても一部取組みを開始しております。また、残る1項目についても計画期間内の実施に向けた検討を進めており、大綱策定時点では見込むことができなかった要因により、現大綱期間中の実施が困難となった取組みを除き、全体として概ね計画どおりに進捗しております。

今後とも、計画期間内の着実な実施を図ってまいります。

2 改革事項の実施状況

4つの改革の柱ごとの進捗状況は、以下のとおりです。

		事項数	実施中	一部 実施中	検討中
4 つ の 改 革 の 柱	I 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進 (行政サービスの向上、施策情報の効果的な発信等)	12	12	0	0
	II 効果的・効率的な業務の推進 (組織機能の強化・効率化、ICTの活用等)	16	12	3	1
	III ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚 (女性の活躍推進、人材育成の強化等)	15	14	1	0
	IV 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革 (歳入の確保、歳出の見直し)	9	9	0	0
合計		52	47 (90.4%)	4 (7.7%)	1 (1.9%)

(1) 実施中（改革事項のすべてについて取組みを開始）

県民の利便性向上、本庁組織の見直し、職員数の適正化*、仕事と生活の両立支援、公共施設の適正な管理・運営 等

※取組み実施中であるが、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害等への対応のため知事部局の削減目標は未達成となる見込み

(2) 一部実施中（改革事項のすべてについて検討を行い、一部取組みを開始）

出先機関の見直し（知事部局）、公の施設の移譲・廃止等、庁内システムのクラウド化、女性職員の活躍推進

(3) 検討中（改革事項のすべてについて検討中）

教育事務所の見直し

行政改革大綱の実施状況一覧（令和2年度）

I 県民ニーズに叶った行政サービスの提供と多様な主体との協働の推進

1 県民の視点に立った行政サービスの向上

改革事項	令和2年度の実施状況
県民ニーズの的確な把握 【実施中】	○ 平成29年度から県政モニター制度について、モニターサンプル数・実施テーマ数を見直し。（令和2年度400名・31テーマ[28年度比+100名・+9テーマ]）
県民の利便性向上 【実施中】	○ 平成29年度からマイナンバー制度を活用し、課税証明書の添付を不要とするなど行政手続きを簡素化。 ○ 電子申請システムを利用できる手続き数を増加。（令和2年度80手続[28年度比+12手続]） ○ 手話研修やホームページのアクセシビリティを向上させる研修のほか、県有施設のバリアフリー工事を実施。（令和2年度8施設） ○ 自動車税（種別割）の納付方法の拡大を図るため、PayPayを導入。（LINE Payは令和元年度に導入済）

2 行政の「見える化」と施策情報の効果的な発信

改革事項	令和2年度の実施状況
オープンデータの取組みの推進 【実施中】	○ 平成29年6月に福岡県オープンデータサイトを開設し、サイト内データ数を充実。（令和2年度末時点約11,400） ○ 県内市町村におけるオープンデータ公開の取組みを促進。（令和2年度データ公開市町村49団体[28年度比+46団体]）
新地方公会計制度の導入【実施中】	○ 平成29年度から統一的な基準による財務書類を作成し、公表。
施策情報の効果的な発信 【実施中】	○ 県公式LINEをリニューアルし、必要な情報を選択して受信できるセグメント配信機能を追加。また、チャットボット機能で新型コロナウイルス等の情報を発信。 ○ 首都圏において情報発信を強化。 ・首都圏の移住希望者を対象とした移住相談・セミナーの実施（令和2年度移住者数268名） ・東京圏の大学生等を対象とした短期インターンシップの実施（令和2年度受入企業数6社、参加者数11人）等 ○ 県ホームページについて、欲しい情報を検索しやすくするなど、分かりやすいものとなるようリニューアルを実施。

3 市町村への支援と連携の強化

改革事項	令和2年度の実施状況
市町村への支援 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の地方創生関連交付金の獲得を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度地方創生推進交付金事業（新規分）61事業 計 830,225千円採択（採択率97%[前年度比+25ポイント]） ・令和2年度補正地方創生拠点整備交付金事業（新規分）6事業 計 1,068,626千円採択（採択率100%[前年度比+28ポイント]） ○ 市町村の施策の実施を支援し、広域連携を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を市町村へ派遣し、滞納整理支援、共同催告等の徴収連携を実施（令和2年度徴収額 7.7億円） ・東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致を希望する自治体と連携して誘致活動を実施（令和2年度末時点キャンプ地協定締結 13市町、29の国・地域） ・水道事業の広域連携に向けた取組みを推進するための支援を実施（平成31年4月から田川地域1市3町の水道事業を統合）等 ○ 豪雨災害被災市町村の復旧・復興のため、特別交付税の配分に特段の配慮を行うよう国へ要望。 ○ 福岡県事務処理の特例に関する条例により市町村に事務を移譲。 <ul style="list-style-type: none"> ・パスポートの発給等に係る事務 吉富町 令和2年4月実施（豊前市 平成29年4月実施済、上毛町 令和元年6月実施済）
政令市との連携・協力 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空港ごとに設置している官民一体の協議会において、両政令市と連携・協力しながら路線誘致、利用促進等の事業を推進。 ○ 「下関北九州道路調査検討会」において北九州市等と連携し基礎的な調査を進め、下関北九州道路の実現に向け、国へ要望活動を実施。 ○ 福岡市等と連携し、福岡都市高速空港線の早期事業着手に向けて都市計画決定及び環境アセスメントを実施。また、令和3年3月にアイランドシティ線が開通。 ○ 令和元年12月に内閣府が策定した「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に則り、両政令市を含む関係利水者と協議を行い、県が管理するダムについて治水協定を締結。 ○ 「感染防止宣言ステッカー」の掲示、助成金受給に関連し、連携して飲食店を訪問。感染防止対策の状況確認を行い、必要に応じて感染防止対策のアドバイス等を実施。 ○ 「九州・山口九県における感染症に関する広域連携に関する協定」に基づき、県内保健所設置市から依頼されたPCR検査を本県保健環境研究所にて実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市依頼分 347件（令和2年4月3日～8日） ・福岡市依頼分 120件（令和2年12月27日）
施策の全県的推進に向けた県・市の連携・協力 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度における市の任意事業の開始を支援。（令和3年度市任意事業予定件数 72事業[平成28年度比+36事業]） ○ 要保護児童対策地域協議会等を通じて児童虐待の防止を支援するとともに児童相談所職員を対象とした警察との合同研修等を実施。 ○ 県内市町村と連携し、「ふくおか健康ポイントアプリ」の活用促進や運動教室の開催等の健康づくりの取組みを県民運動として推進。

4 NPO・ボランティア、企業との協働の推進

改革事項	令和2年度の実施状況
協働意識の醸成 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体職員を対象としたセミナーを開催するとともに、協働事例のデータ集や優良事例を公開。 ○ 企業を対象としたセミナーを開催。
NPO・ボランティアと行政、企業等による協働の更なる推進 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な分野における優良な取組みをふくおか地域貢献活動サポート事業として資金面から支援。(令和2年度16件) <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者向けの料理教室への支援など自由提案 10件 ・平成29年九州北部豪雨への災害支援 6件 ○ 福岡経済同友会との連携によるセミナーにおいて、九州経済連合会や九州経済調査協会、福岡青年会議所とも連携し、企業の本業を活かした協働事例を発信。
NPO・ボランティアの組織運営力及び財政力の強化 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPOの設立認証、資金調達等をワンストップサービスで支援するほか、個別に会計や税務の相談を受けられる体制を整備。(令和2年度会計・税務相談回数10回) ○ コロナ禍におけるNPO活動を支援するため、窓口専門員による個別相談と専門家による小規模相談会を実施。(令和2年度小規模相談会回数4回) ○ 優れた協働の取組みに対する表彰の実施やNPO等の協働の取組みをまとめた「福岡県共助社会づくり基金ニュース」を発行。

5 県を越える連携の推進

改革事項	令和2年度の実施状況
県を越える連携の推進 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月豪雨により大規模な浸水被害が発生した熊本県に応援職員を派遣。(延べ20人日派遣) ○ 「RWC2019日本大会のレガシーを活用したスポーツ振興・地域活性化」について、「ツール・ド・九州」の開催実現に向けて大会概要等を決定するなど、九州地方知事会政策連合の取組みを推進。(政策連合本県参加数35件) ○ 地方分権改革に関する提案募集において、九州地方知事会で共同提案を実施。(令和2年提案件数13件、うち6件が前向き対応するものとされた。) ○ 官民共同で策定した第2期九州創生アクションプランに基づき、「海外での農林水産物ブランドづくり」、「九州・山口ベンチャー支援」等各種プロジェクトを実施。 ○ 九州ロゴマークを、九州エコライフポイント事業(令和2年10月～12月)や香港での九州・山口県産農林水産物海外販売促進フェア(令和3年1月～2月)など、九州が一体となった様々な取組みで活用。また、海外PR用に動画を作成。 ○ 「九州・山口九県における感染症に関する広域連携に関する協定」に基づき、大分県から依頼されたPCR検査を本県保健環境研究所にて実施。 ○ 新型コロナウイルス感染症患者の呼吸不全等に対して有効な治療手段である体外式膜型人工肺「ECMO」について、九州・山口各県で広域利用を支援する体制を構築するため、協定を締結することを九州地方知事会で提案。令和2年12月1日に協定を締結し、本県にECMO広域調整本部を設置。

II 効果的・効率的な業務の推進

1 組織機能の強化・効率化と職員数の適正化

改革事項	令和2年度の実施状況
本庁組織の見直し (知事部局) 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「スポーツ立県福岡」の実現に向け、スポーツ推進条例の制定やスポーツ推進基金の創設、スポーツコミッションの設立等を推進する体制を整備するため、人づくり・県民生活部に「スポーツ局」を設置するとともに、スポーツ振興課を分割し、局内に「スポーツ企画課」及び「スポーツ振興課」を設置。 ○ 新県立美術館の基本計画策定、福岡武道館の移転及び現美術館の活用方策を検討するため、文化振興課の課内室として「新県立美術館建設室」を設置。 (行政改革大綱に記載している「農林水産物と加工食品等の販売拡大・消費促進体制の見直し」及び「ダム供用開始に伴う組織見直し」については、それぞれ平成29年度、平成30年度に実施。)
出先機関の見直し (知事部局) 【一部実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 躊躇のない初動対応が図られるよう、福岡、久留米及び田川児童相談所に「初動対応係」及び「相談支援係」を設置。また、里親の開拓から委託後のフォローまでの一貫した支援体制を強化するため、福岡、久留米、田川及び宗像児童相談所に「里親・施設課」を設置。 ○ 業務内容や利用状況を踏まえ、糸島及び築上地区の県税相談窓口を令和2年10月に廃止。(浮羽及び三潁地区の県税相談窓口は平成31年4月廃止済) ○ 筑後川水系農地開発事務所については、現在、近年の豪雨により筑後川水系で発生した内水氾濫に対応しており、現在の対応が収束するまで見直しが困難なため、現大綱期間中における近隣の農林事務所との再編は行わないこととした。 (行政改革大綱に記載している「那珂川町の市制施行に伴う組織の見直し」及び「ダム建設事務所の廃止」については、平成30年度に実施。)
職員数の適正化 (知事部局) 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県として強化を図るべき分野へ職員を重点的に配置。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の体制強化 +33人 ・大牟田市保健所廃止に伴う県への業務移管 +20人 等 ○ 事務事業の見直しやアウトソーシング等により削減を行なったが、大綱策定時点では見込むことができなかった平成29年度九州北部豪雨災害をはじめとする災害等への対応のため、約100人の削減目標に対し、平成28年度比9人増員。
本庁組織の見直し (教育委員会) 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度に3部制から2部制への移行や特別支援教育課の設置を実施。
教育事務所の見直し 【検討中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育事務所の県費負担教職員に係る給与事務の集約化に向けて、学校及び市町村教育委員会におけるクラウドサービス活用のための設備環境や規則等の現状等について調査を開始。
職員数の適正化 (教育委員会) 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業の見直し、アウトソーシング等により業務を減らし、職員を適正に配置。約20人の削減目標に対し、平成28年度比33人削減。
限られた人的資源の有効活用(警察) 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の安全・安心の確保のため、業務の合理化を進めるとともに喫緊の治安課題に対応した組織に改正し、職員を重点的に配置。 <ul style="list-style-type: none"> ・巧妙化・高度化するサイバー犯罪対策や警察業務のデジタル化の推進 ・令和4年春の新警察署開庁に向けた体制の整備 ・治安情勢等に的確に対応するための体制強化 等

2 アウトソーシングの推進

改革事項	令和2年度の実施状況
アウトソーシングの推進 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費助成業務について、平成30年度からアウトソーシングを開始。 ○ 道路維持補修業務について、令和元年度から全県土整備事務所でアウトソーシングを開始。

3 公社等外郭団体の見直し

改革事項	令和2年度の実施状況
公社等外郭団体の見直し 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道路公社 平成29年度から冷水道路、天神中央公園駐車場の道路管理者への移管に伴い、常勤理事を兼任理事へ変更するなど執行体制を見直し。 ○ 福岡県建設技術情報センター 平成29年度から民間事業者に対し積算技術の習熟度を向上させるための研修を行い、センターに委託している工事積算業務を縮小。(災害復旧に係るものを除く) ○ 福岡県厚生事業団 福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理・運営について、民間事業者による対応も可能と整理したが、指定管理者の公募の結果、厚生事業団からの応募しかなかったため、引き続き当該団体に指定管理業務を行わせることとなった。
団体の経営健全化 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係課や外部専門家で構成された経営評価委員会を設置し、令和元年度の各団体の経営状況等の点検・評価を実施し、その結果をホームページで公表。(対象25団体すべて)

4 公の施設の見直し

改革事項	令和2年度の実施状況
指定管理者制度の導入拡大 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年教育施設において、令和2年度から指定管理者制度の導入を開始。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育総合センター ・ 社会教育総合センター少年自然の家 ・ 英彦山青年の家 ・ 少年自然の家「玄海の家」
公の施設の移譲・廃止等 【一部実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあいの家南筑後を令和2年度末に廃止。(ふれあいの家北筑後及びふれあいの家京築は平成30年度廃止済) ○ 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園については、施設の在り方について検討中。

5 働き方の改革とICTの活用

改革事項	令和2年度の実施状況
コスト意識に基づく働き方の見直し 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文書事務の電子化を推進。(令和2年度電子化率[電子起案数/総起案数]6.2%、旧システム運用時[18~27年度]平均2.4%) ○ 平成29年度から財務会計に関する決裁権限の一部を上位の職から下位の職へ委譲。また、特別職非常勤職員や会計年度任用職員の任用事務を簡素効率化し、意思決定を迅速化。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、出張・会議の見直しを実施。
ICTの活用による仕事の生産性向上 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出張業務に加え在宅勤務にも活用するため、モバイル端末を910台導入し、当初の90台と合わせた1,000台体制によりモバイルワークを本格実施。 ○ 全所属にWeb会議用端末を配備。 ○ 職員の問い合わせ対応時間の削減と県民サービスの向上のため、県ホームページにAIチャットボットを導入。(4分野)
情報インフラの整備 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ保存容量を容易に拡張できる全庁ファイル共有システムに更新し、保存データの整理を支援するシステムを導入。
庁内システムのクラウド化 【一部実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ サーバ更新等の時期に合わせてシステムをサーバ統合基盤で稼動。(令和2年度6システム) ○ システムの開発・運用プロセスの標準化に向け、システム開発・運用基準を作成。(令和2年4月1日施行)

Ⅲ ワークライフバランスの推進と人づくり・士気の高揚

1 女性の更なる活躍とワークライフバランスの推進

改革事項	令和2年度の実施状況
女性職員の活躍推進 【一部実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性職員の積極的な登用を推進。令和2年度の管理職等に占める女性職員の割合は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁課長相当職以上(令和2年度目標15%以上) 15.5%[平成28年度比+5.8ポイント] ・本庁課長補佐相当職(令和2年度目標20%以上) 20.6%[平成28年度比+6.6ポイント] ・本庁ライン係長相当職(令和2年度目標35%以上) 35.2%[平成28年度比+6.9ポイント] ○ 育児休業からの復帰予定者4名にモバイル端末を貸与し、円滑な職場復帰を支援。(令和元年9月から試行)
仕事と生活の両立支援 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月から介護休暇の分割取得を可能とするとともに、連続3年の期間内に時間単位で取得可能な制度として介護時間を創設。 ○ 男性職員の育児休業や育児短時間勤務、部分休業の取得を促進。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度男性職員の育児休業等取得率(令和2年度目標15%以上) 42.6%[28年度比+29.8ポイント] ○ 「県庁における働き方改革推進本部」において、時間外勤務の縮減に向けた事務の見直しや各部の取組みを推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応など例外の限度時間を超えて時間外勤務を行った職員数(令和2年度547人[28年度比+281人])

事業所内託児施設の設置検討 【実施中】	○ 令和2年4月1日に開所し、令和3年3月1日時点で定員19人に対し、14人（従業員枠11人、地域枠3人）が利用。
多様で弾力的な勤務形態の推進 【実施中】	○ 時差通勤について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時的に勤務区分を5区分に拡大していたところ、ワークライフバランスの推進を目的として、令和3年4月からの実施に向け、改めて制度化。また、障がいのある職員を対象とした休憩時間の特例の導入に向け、規定を整備。 ○ 全職員を対象とした在宅勤務制度を導入。

2 人材育成の強化

改革事項	令和2年度の実施状況
職員研修の充実 【実施中】	○ 管理監督職員及び主査を対象に組織マネジメント研修を実施。一般職員向けには政策形成力の強化を柱とした研修を継続して実施。 ○ 地域貢献活動に関する研修を実施。 ○ 「職員倫理の醸成」、「業務遂行能力向上」、「メンタルヘルス対策」を職員の資質向上の柱と位置づけて充実・強化を図り実施。
若手職員の人材育成 【実施中】	○ 本庁と出先機関での業務を経験させる人事異動や、国や市町村等への長期派遣研修を活用し、人材を育成。（令和2年度117人[28年度比+2人]）

3 職員の士気の高揚と風通しの良い職場づくり

改革事項	令和2年度の実施状況
人事評価制度の適切な運用 【実施中】	○ 課長級以上の職員に加え、課長補佐級以下の職員についても評価結果を翌年度の昇給幅や勤勉手当の成績率に引き続き反映。
再任用職員の士気 の向上 【実施中】	○ グループ配置など多様な配置を実施。 ○ 再任用職員としての心構えや期待される役割等をまとめた研修用のハンドブックを活用し、再任用3年目研修を実施。
職員・職場の活性化 【実施中】	○ 職場改善運動について、県民サービスの向上や仕事の進め方の見直しなど、各職場で共通する課題を提示し、対話や議論を促進。 ○ 職員提案において、職員自らの業務について改善や工夫を行い、提案者以外にも活用が見込まれる「実践提案」を実施。 ○ ボランティア、消防団等の地域貢献活動を行っている職員の取組事例を紹介し、職場外における職員の自発的取組を推奨。
メンタルヘルス不 調への対応 【実施中】	○ 保健指導等でストレスチェックの活用によるセルフケアや生活習慣の見直し等を指導。 ○ ストレスチェックの判定結果を活用した所属内での話し合いや、健康リスクが高い所属へのヒアリング等を実施。 ○ 個性に応じたコミュニケーションや指導方法に関して、階層別研修において周知。

4 ガバナンスの徹底

改革事項	令和2年度の実施状況
職員の倫理保持の徹底【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹部研修、職員研修所研修、所属研修等の機会を通じて倫理保持に関する研修を実施。 ○ 課題に応じた不祥事再発防止対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・写真付き名札の着用 ・朝礼、夕礼の実施 ・飲酒運転撲滅に関する宣誓 ○ 各所属を訪問する職務改善調査を実施し、倫理保持の取組みを徹底。
適正な文書管理の徹底【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室等に保存している文書について、文書引継ぎと併せて、文書管理システムへの登録や廃棄すべきファイルの廃棄を徹底する総点検を実施。 ○ 職務改善調査を実施し、必要に応じて文書、個人情報等の関係部署が合同で現地指導等を実施。
個人情報の適正な管理の徹底【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「個人情報保護マニュアル」及び「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」を改訂したほか、「個人情報を含む情報を県以外の者に提供する場合の留意点について」の通知を发出。 ○ 実際に発生した情報漏えいの事案をもとに「個人情報保護だより」を発行し、注意喚起を実施。 ○ 過去に情報漏えいを発生させた所属及びそのリスクが高いと考えられる所属を対象に、再発防止策のほか個人情報取扱事務の実施状況を確認。
情報セキュリティ対策の徹底【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度から県と市町村のインターネット接続点を集約し、高度なセキュリティ監視を行う「福岡県自治体情報セキュリティクラウド」を運用。 ○ 職員の情報セキュリティ意識の更なる向上に関する研修、自己点検等を継続実施。
適正な財務会計処理の徹底【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度から開始した「財務会計事務新任者研修」のほか、財務会計に関する研修を継続実施。 ○ 平成29年度に作成した「よくある会計事務の間違い事例集」の内容を充実。

IV 公共施設マネジメントなどによる歳入歳出の改革

1 歳入の確保

改革事項	令和2年度の実施状況
税収の確保【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度から特別徴収一斉指定を実施。(令和2年度特別徴収実施率86.1%[28年度比+7.9ポイント]) ○ 直接徴収、県職員派遣等による市町村との徴収連携を強化。(令和2年度県税収入未済額91.8億円[28年度比△14.7億円])
ふるさと納税の活用【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと寄附金を活用して実施する事業を明確化。 ○ 県産の農林水産物や伝統工芸品等の返礼品を充実。(令和2年度ふるさと納税寄附金額43,345千円[28年度比+29,447千円]) ○ 企業版ふるさと納税について、県ホームページ等で周知を実施。(令和2年度企業版ふるさと納税寄附額 13,804千円[28年度比皆増])

行政財産の貸付 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の行政財産貸付を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置場所の公募による貸付（令和2年度94,531千円[28年度比△13,671千円]） ・庁舎内エレベータ等の広告枠貸付（令和2年度1,198千円[28年度比△163千円]） ・証明写真機設置場所貸付（令和2年度8,333千円[28年度比+2,533千円]）等
県有財産（土地）の処分・貸付 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国空き地バンクに未利用県有地（売却・貸付）の情報を掲載し、県有財産（土地）の売却、貸付を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・県有財産（土地）の売却（令和2年度448,693千円） ・県有財産（土地）の貸付（令和2年度1,117,281千円）

2 歳出の見直し

改革事項	令和2年度の実施状況
公共施設の適切な管理・運営 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度から単独庁舎に係る維持管理、改修、増築及び建替え等に関する業務を財産活用課に集約化。 ○ 個別施設ごとの長寿命化等の対応方針を示すものとして、令和2年度までに166施設すべて「個別施設計画」を策定済。 ○ 福岡東総合庁舎について、既存建物等の解体・撤去及び敷地に係る定期借地権設定契約の締結に向けて、博多県税事務所を千代合同庁舎へ仮移転。（総合庁舎及び敷地については令和2年度末をもって行政財産としての用途を廃止）
職員住宅の計画的な維持管理 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の状況等を配慮しながら、築年数が40年を超える職員住宅・教職員住宅を廃止。 <ul style="list-style-type: none"> ・西新の職員住宅2棟45戸を廃止（令和3年3月） ・志免の教職員住宅1棟12戸を廃止（令和3年3月）※築年数40年未満 ○ 築40年未満の職員住宅・教職員住宅について、長寿命化対策を盛り込む個別施設計画を策定。
公営企業の経営健全化 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営企業の経営戦略を策定。 ○ 流域下水道事業について、令和2年度から公営企業会計を導入。
事業点検による事務事業の見直し 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障費や人件費など、県の裁量の余地が限られる経費等を除くすべての事業を対象として、事務事業の見直しを実施。（令和2年度当初予算における効果額：一般財源ベースで約56億円）

3 新たな財政改革プランの策定

改革事項	令和2年度の実施状況
財政改革プランの策定・実施 【実施中】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年2月に策定した「福岡県財政改革プラン2017」に基づき、各年度の予算編成を通じて、歳入・歳出全般にわたり改革措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・改革措置の内容 人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、建設事業の重点化、財政収入の確保（令和2年度当初予算における改革効果額：100億円）

県政モニターアンケートの結果について

行政改革に関し今後の取組みの参考とするため、県政モニターアンケートを実施したものを。

【調査概要】

1 対象者

令和3年度県政モニター 400名

2 調査方法

インターネットによるアンケート回答

3 調査期間

令和3年7月6日～令和3年7月27日

4 回収率

96.25%（400名のうち385名回答、構成は以下のとおり）

項目	計		北九州	福岡	筑後	筑豊
	人数（人）	構成比				
総数	人数	385	95	188	62	40
	構成比		24.7%	48.8%	16.1%	10.4%
性別	女性	221	56	101	38	26
	男性	163	39	86	24	14
	その他	1	0	1	0	0
年代別	20代以下	76	16	36	11	13
	30代	87	19	43	15	10
	40代	79	19	39	11	10
	50代	62	16	34	10	2
	60代	54	20	20	10	4
	70代以上	27	5	16	5	1

5 設問要旨

- 問1 デジタル化・オンライン化についてどう考えるか
- 問2 在宅勤務などの新しい働き方についてどう考えるか
- 問3 行政サービスの向上のため県はどのようなことに取り組むべきか
- 問4 職員数の削減についてどう考えるか
- 問5 「ふるさと納税」について、寄附したいと思う理由又は動機は何か
- 問6 現在の県と市町村との関係についてどう考えるか

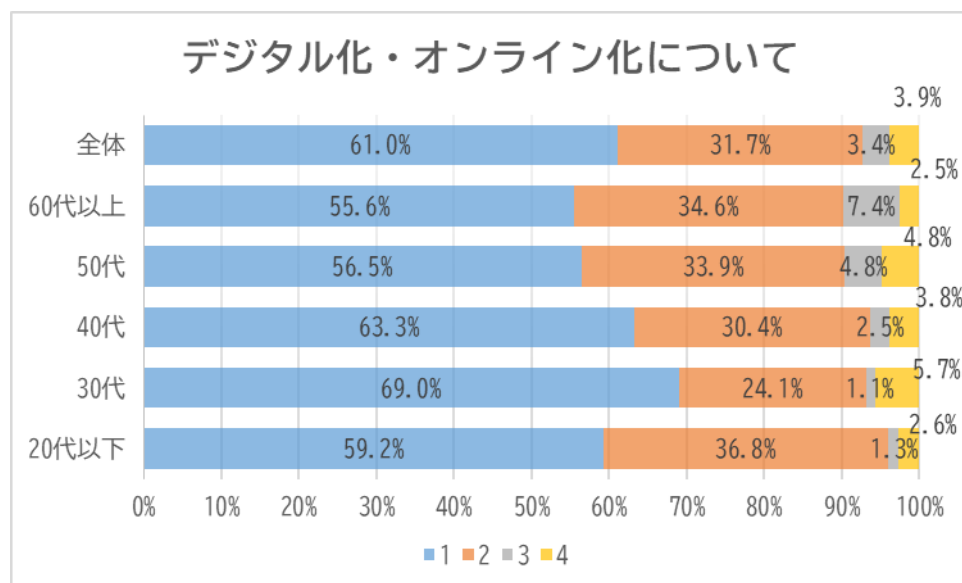
問1 新型コロナウイルス感染症を契機として、急速なデジタル化への動きや在宅勤務の推進等、意識や行動に大きな変化が生じていると言われています。

最新のデジタル技術（AIなど）やインターネットなどを活用したデジタル化・オンライン化について、あなたの考えに近いものはどれですか。次の中から1つ選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 デジタル化・オンライン化は積極的に進めた方がよい
- 2 デジタル化・オンライン化は雇用が失われたり情報管理が困難になったりするので慎重に進めた方がよい
- 3 わからない
- 4 その他（具体的に

【アンケート結果】

「1 デジタル化・オンライン化は積極的に進めた方がよい」が6割を超えている。年代別に見ると、30代～40代がやや高く、60代以上ではやや低くなっている。



<その他の意見>

- デジタル化・オンライン化できない職種の人たちには負担があるように思う。
- ITを活用できない人に配慮した仕組みも忘れないようにしてほしい。
- デジタル化・オンライン化は便利であるが、やはり直接対面してコミュニケーションをとることは大切。

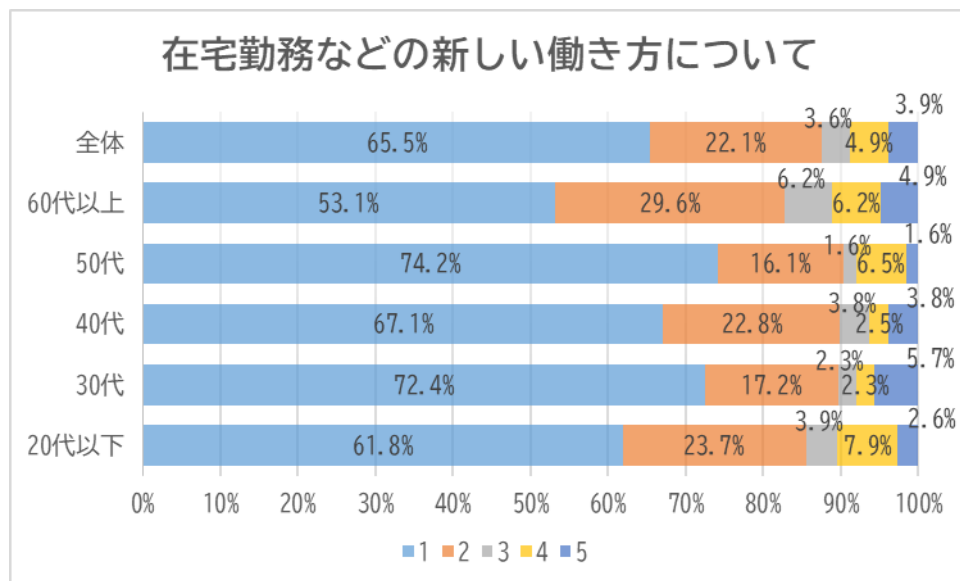
問2 在宅勤務などの新しい働き方について、あなたの考えに近いものはどれですか。次の中から1つ選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 新型コロナウイルス感染症の収束後においても対象を限定せず広く実施すべき
- 2 育児や介護等により働き方に制約のある人に限定して実施すべき
- 3 新型コロナウイルス感染症の収束後は在宅勤務などの実施は必要ない
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に)

【アンケート結果】

「1 新型コロナウイルス感染症の収束後においても対象を限定せず広く実施すべき」が6割を超えている。

年代別に見ると、30代～50代のいわゆる現役世代で「1」の割合が高い傾向にあり、60代以上では「2 育児や介護等に働き方に制約のある人に限定して実施すべき」を選択した人が約3割と他の世代より高くなっている。



<その他の意見>

- その人の状況に応じた対応を企業側が考慮してもいいのでは。
- 在宅勤務には一長一短がある。
- 在宅勤務が可能な企業は限られると思う。

問3 行政サービスの向上のため、県はどのようなことに取り組むべきと考えますか。次の中から3つまで選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 各種手続きのオンライン化を進めること
- 2 県に対する各種手続きを市町村でできるようにすること
(想定される手続きを具体的に)
- 3 税金や手数料等を電子納付(クレジットカード、電子マネー、スマホ決済等)できるようにすること
- 4 税金や手数料等をコンビニエンスストアで納付できるようにすること
- 5 県民がオンタイムで欲しい情報が入手できるようホームページを見直すこと
- 6 SNSを活用して積極的に県政情報を発信すること
- 7 デジタル化・オンライン化一辺倒ではなく、従来の方法を残しつつ、手続きの簡素化や広報誌の充実などを丁寧に進めること
- 8 その他(具体的に)

【アンケート結果】

「1 各種手続きのオンライン化を進めること」、「3 税金や手数料等を電子納付(クレジットカード、電子マネー、スマホ決済等)できるようにすること」を選択した人が多いものの、その次には「7 デジタル化・オンライン化一辺倒ではなく、従来の方法を残しつつ、手続きの簡素化や広報誌の充実などを丁寧に進めること」が続いている。

年代別に見ると、30代以下では「4 税金や手数料等をコンビニエンスストアで納付できるようにすること」が3番目に多くなっており、また、60代以上になると2番目と3番目が逆転し、1, 7, 3の順となっている。

	1位	2位	3位
全体	1 手続きのオンライン化 (26.8%)	3 電子納付 (23.2%)	7 手続きの簡素化等 (15.6%)
60代以上	1 手続きのオンライン化 (25.4%)	7 手続きの簡素化等 (19.2%)	3 電子納付 (16.4%)
50代	1 手続きのオンライン化 (29.0%)	3 電子納付 (23.5%)	7 手続きの簡素化等 (17.9%)
40代	1 手続きのオンライン化 (27.2%)	3 電子納付 (25.3%)	7 手続きの簡素化等 (15.2%)
30代	1 手続きのオンライン化 (28.1%)	3 電子納付 (28.1%)	4 コンビニ納付 (12.3%)
20代以下	1 手続きのオンライン化 (24.3%)	3 電子納付 (22.2%)	4 コンビニ納付/7 手続きの簡素化等 (15.3%)

<その他の意見>

○土日祝日や平日 20 時頃まで対応できるようにしてほしい。

○県で魅力的なイベントをするなど、ホームページをしょっちゅう見たいと思うような工夫が必要。

問4 本県では、これまでの行政改革により、職員数の削減を進めてきました。一方で、相次ぐ災害や新型コロナウイルス感染症への対応、児童虐待相談対応件数の増加などの新たな行政課題に的確に対応していく必要があります。

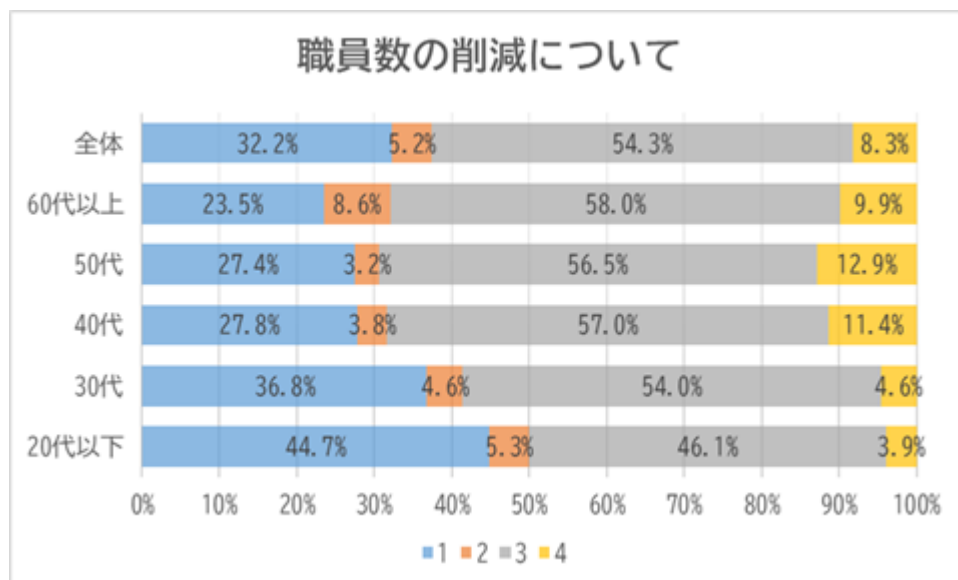
あなたの考えに近いものを次の中から1つ選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 複雑・多様化する課題を解決するためには人員を増やすのもやむを得ない
- 2 対応する課題を取捨選択してでも職員数のさらなる削減を行うべき
- 3 課題解決が必要な分野における増員はやむを得ないが、一方でまだ人員削減できる分野があると思う
- 4 その他（具体的に)

【アンケート結果】

「3 課題解決が必要な分野における増員はやむを得ないが、一方でまだ人員削減できる分野があると思う」が半数を超えている。

20代以下では「1 複雑・多様化する課題を解決するためには人員を増やすのもやむを得ない」と「3」の割合はおおむね同程度であるが、年代が上がるにつれ、「1」を選択する人の割合が低くなっている。



<その他の意見>

- 課題は時代とともに複雑・多様化するものだが、すべて県職員が解決すべきものとは思わない。
- 無駄をなくすことが大事なのであって、人員を減らすことが目的ではない。
- 専門の知識、技術を持つ人員を的確に配置していくべき。

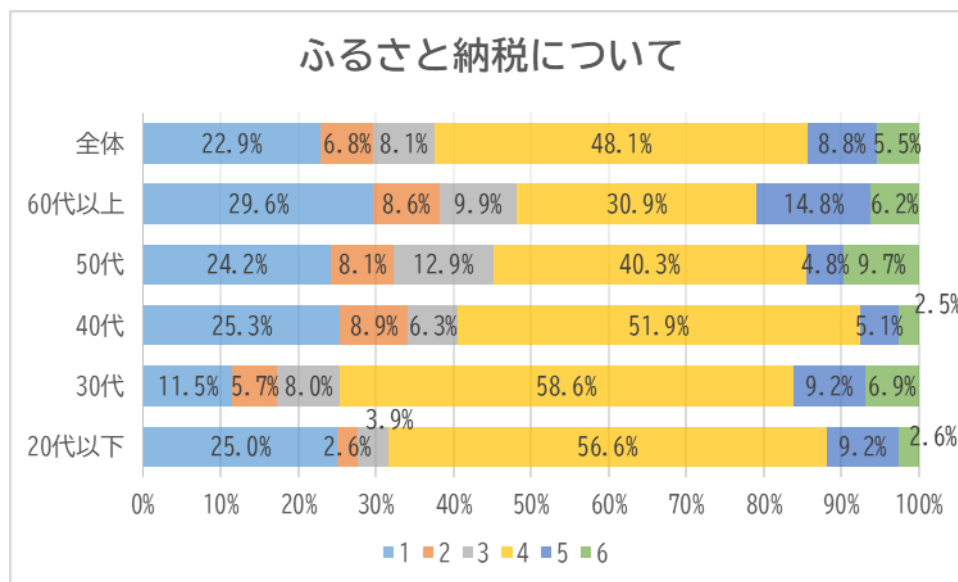
問5 人口減少社会において行政サービスを安定的に提供していくためには、様々な工夫による歳入確保と歳出削減を行い、財政状況を改善していく必要があります。

歳入の一つに、「ふるさと納税（応援したい都道府県や市区町村を選択して寄附する制度）」がありますが、あなたが応援したい、寄附したいと思う理由又は動機は何ですか。次の中から1つ選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 出身地や居住地の都道府県・市区町村であれば条件を問わず寄附したい
- 2 興味や関心のある分野・事業を実施している都道府県や市区町村に寄附したい
(具体的な分野・事業)
- 3 自分自身に何らかのつながりがある事業（例：卒業した県立高校に関する事業）を実施していれば寄附したい
- 4 出身地や居住地にかかわらず、返礼品が魅力的な都道府県・市区町村に寄附したい
- 5 寄附したいと思わない
- 6 その他（具体的に)

【アンケート結果】

「4 出身地や居住地にかかわらず、返礼品が魅力的な都道府県・市区町村に寄附したい」が最も多く、次いで「1 出身地や居住地の都道府県・市区町村であれば条件を問わず寄附したい」となっているが、興味や関心のある分野・事業や自分自身に何らかのつながりのある事業を実施している場合に寄附したいと考える人も全体の約15%（2と3の合計）を占めている。



<その他の意見>

- もっと少額からできるものを増やしてほしい。
- 地震や大雨などで被害を受けた都道府県や市町村に寄附したい。
- 返礼品ありきで趣旨から外れてしまっているように思う。

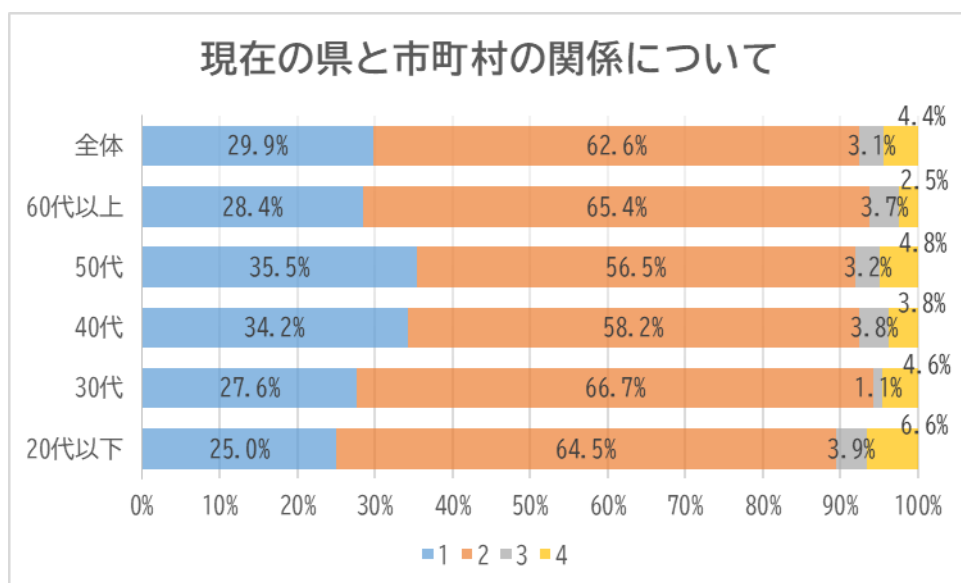
問6 効率的な行政運営を達成するためには、多岐にわたる行政課題について、市町村と協力して取り組んでいく必要があります。

現在の県と市町村との関係について、あなたの考えに近いものはどれですか。次の中から1つ選んで、別添の回答票に番号を記入してください。

- 1 県は政令市（福岡市・北九州市）や市町村と協力して事業を展開していると思う
- 2 県は政令市・市町村との連携をもっと強化すべきだと思う
- 3 県と政令市・市町村で同様の業務が行われており、どちらに相談したらよいかわからないことがある
(具体的に)
- 6 その他(具体的に)

【アンケート結果】

「2 県は政令市・市町村との連携をもっと強化すべきだと思う」が6割を超えている。



<その他の意見>

○県と市町村とのつながりが見える場面があまりないので、連携できているのかわからない。

○連携がどうなのか正直わからないが、業務がしっかり行われていれば問題ない。

アウトソーシングの推進について

(1) これまでの取組

① 基本的な考え方

民間が持つノウハウや専門技術を活用することにより、県が実施するよりも費用や県民サービスの面で効果が期待されるもの、業務の効率化が図られるものについて、積極的にアウトソーシングを進める。

推進する業務の類型	実施上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・民間の専門的な知識、技術等の活用が図れる業務 ・業務内容が標準的、定型的な業務 ・施設の管理運営業務 ・各種調査・検査業務 ・その他委託等により効果的な実施が期待できる業務 ・非常勤職員の活用により効果的な実施が期待できる業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果 ・サービス水準の維持・向上 ・責任の明確化 ・個人情報の保護 ・契約の透明性の確保 ・職員の処遇

② 実績と効果

- 庶務会計事務、パスポート発給、医療費助成業務、県税業務、清掃、道路巡視等のアウトソーシングを実施し、知事部局においては、平成14年度から令和3年度までに職員673人分を削減。
- 休日におけるパスポートの交付、納税窓口の証明書交付や問合せへのスムーズな対応など、県民サービスが向上。

(参考)アウトソーシングの実績(実施期間:H14~R3)

類 型	主な業務	職員削減数 (人)	うち、現行革期間 (H29~R3)
民間の専門的な知識、技術等の活用が図れる業務	職員研修、公共工事積算業務、監査業務、貸付金償還督促、 <u>道路巡視</u>	100	75
業務内容が標準的、定型的な業務	庶務会計事務、県税業務〔収納〕、パスポート発給、医療費助成、精神障害者保健福祉手帳交付	160	6
施設の管理運営業務	太宰府病院、 <u>清掃</u> 、ダム維持管理、 <u>監視</u>	289	27
各種調査・検査業務	保健所検査、特定計量器検査、水産海洋技術センター調査分析	24	0
その他委託等により効果的な実施が期待できる業務	県税業務〔コールセンター、新規登録自動車税等〕、 <u>調理</u> 、 <u>電話交換</u> 、 <u>印刷</u>	57	3
非常勤職員の活用により効果的な実施が期待できる業務	県税業務〔不動産取得税、収納窓口等〕、職業訓練契約事務	43	0
合 計		673 (うち現業 193)	111 (うち現業 100)

※ 下線は現業業務

(2) 今後の取組の方向性

非現業業務については、民間の専門的な知識の活用等により県民サービスの向上や業務の効率化が図られるものについて、引続きアウトソーシングできる業務がないか検討し、推進していく。

現業業務についても、他県の民間委託の状況等を踏まえ、引続きアウトソーシングを推進していく。また、費用対効果や県民サービスの維持・向上に留意しつつ、正規職員が担うべき現業業務の範囲を精査のうえ、必要な見直しを行う。

補足資料

- ・ 他県の現業職員配置状況
- ・ アウトソーシングによる業務水準の維持向上の効果

PPP/PFI^{※1}の推進について

1 公共施設等の管理・整備に係る PPP/PFI の活用

(1) 現状・課題

- 公共施設等の管理・整備を効率的かつ効果的に進めるためには、民間の資金、経営能力等を活用していくことが重要であり、公の施設の管理については、現在42施設に指定管理者制度^{※2}を導入している。
- また、平成29年3月に策定した「福岡県 PPP/PFI 導入検討基本方針」に基づき、新たに公共施設の整備を行うにあたり、一定規模の施設について従来型手法に優先して PPP/PFI の導入を検討することとしている。
- 都市公園については、都市公園法に基づく Park-PFI^{※3}の手法を用いた検討を進めている。
- 県の財政状況が厳しい中で、効率的かつ効果的な公共施設の管理・整備を行っていくためには、更に導入検討を進める必要がある。

※1 PPP/PFI

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFI はその一類型であり、指定管理者制度や定期借地権方式なども PPP/PFI の一つである。

※2 指定管理者制度

公の施設の管理権限を「指定」を受けた民間事業者などに委任し、使用許可を含めた施設管理を行わせるもの。

※3 Park-PFI

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

<近年の PPP/PFI 導入実績例>

- ・ 県立社会教育総合センター、県立少年自然の家、県立英彦山青年の家、県立少年自然の家「玄海の家」（指定管理者制度）
- ・ 福岡東総合庁舎跡地（定期借地権方式）
- ・ 県営天神中央公園、県営大濠公園（Park-PFI）

(2) 今後の取組みの方向性

公共施設等に指定管理者制度や定期借地権方式、Park-PFI をはじめとした PPP/PFI の導入事例を増やしていく。

補足資料

- ・ 指定管理者制度導入施設におけるサービス向上のための取組み
- ・ 福岡県 PPP/PFI 導入検討基本方針

2 指定管理者制度における選定方式の見直しについて

(1) 現状・課題

- 指定管理者の選定方式は、民間における公正な競争を通じて施設の効率的な管理運営や経営改善が図られるよう、原則「公募」によることとしている。

ただし、以下の①～③など、特定の団体に限定することが適切な場合においては「個別選定」を実施している。

- ① 施設で行われる事業が、県行政の推進と密接な関わりがあり、政策的・研究的事業の実施が中心である場合
 - ② 事業の性質から中立性が求められ、さらに高い専門性、技術が必要とされる場合
 - ③ 施設の管理にあたっては、地元関係者等との調整を要するなどの特殊な要因がある場合
- これまで「個別選定」としていた施設についても、事業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、「個別選定」が妥当であるか、改めて検証していく必要がある。

(2) 今後の方向性

指定管理者の選定を現在「個別選定」としているものについて、「公募」への見直しができないか検討を進める。

指定管理者制度導入施設の一覧

(令和3年4月現在)

	対象施設名	指定管理者名	区分	指定期間	
1	福岡県立ももち文化センター	ももちパレスネットワーク	公募	R2.4～R7.3	5年
2	大濠公園能楽堂	(株)西日本新聞イベントサービス	公募	H31.4～R6.3	5年
3	福岡県立あまぎ水の文化村	公益財団法人あまぎ水の文化村	個別	H29.4～R4.3	5年
4	福岡県国際文化情報センター	公益財団法人アクロス福岡	個別	R3.4～R8.3	5年
5	福岡県男女共同参画センター	クローバープラザ管理運営共同事業体	公募	R2.4～R7.3	5年
6	筑後広域公園芸術文化交流施設	ちくごJR芸術の郷事業団	公募	H30.4～R5.3	5年
7	福岡県立精神医療センター太宰府病院	一般財団法人医療・介護・教育研究財団	公募	H27.4～R7.3	10年
8	福岡県総合福祉センター	クローバープラザ管理運営共同事業体	公募	R2.4～R7.3	5年
9	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	(社福)福岡コロニー	公募	H29.4～R4.3	5年
10	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	(社福)福岡県厚生事業団	公募	R3.4～R8.3	5年
11	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	JR九州サービスサポート・岡崎建工・日本施設協会共同企業体	公募	H29.4～R4.3	5年
12	福岡県人権啓発情報センター	クローバープラザ管理運営共同事業体	公募	R2.4～R7.3	5年
13	福岡県平尾台自然観察センター	ハートランド平尾台(株)	公募	H29.4～R4.3	5年
14	福岡県立飯塚研究開発センター	公益財団法人飯塚研究開発機構	公募	R3.4～R8.3	5年
15	福岡県立四王寺県民の森	福岡県森林組合連合会	公募	H29.4～R4.3	5年
16	福岡県立夜須高原記念の森	九州林産(株)	公募	H29.4～R4.3	5年
17	福岡県緑化センター	一般社団法人福岡県樹芸組合連合会	公募	H29.4～R4.3	5年
18	福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設	宗像漁業協同組合	公募	H31.4～R6.3	5年
19	福岡県建設技術情報センター	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	公募	R3.4～R8.3	5年
20	福岡県営東公園	東洋緑地建設(株)	公募	H29.4～R4.3	5年
21	福岡県営西公園	にしてつグループ公園管理団体	公募	H29.4～R4.3	5年
22	福岡県営大濠公園	にしてつグループ公園管理団体	公募	H29.4～R4.3	5年
23	福岡県営名島運動公園	宗像緑地建設(株)	公募	H29.4～R4.3	5年
24	福岡県営天神中央公園	(株)福岡植木	公募	H29.4～R4.3	5年
25	福岡県営春日公園	木下緑化建設(株)	公募	H29.4～R4.3	5年
26	福岡県営中央公園	岡崎建工(株)	公募	H30.4～R5.3	5年
27	福岡県営筑豊緑地	みどりの環・筑豊グループ	公募	H30.4～R5.3	5年
28	福岡県営筑後広域公園	筑後広域公園振興事業団	公募	H30.4～R5.3	5年
	(参考)うち筑後広域公園プール	筑後広域公園振興事業団	公募	H28.12～R5.3	6年 4か月
29	旧福岡県公会堂貴賓館	(株)日比谷花壇	公募	H29.4～R4.3	5年
30	求菩提資料館	豊前市	個別	H31.4～R6.3	5年
31	甘木歴史資料館	朝倉市	個別	H31.4～R6.3	5年
32	柳川古文書館	柳川市	個別	H31.4～R6.3	5年
33	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館運営グループ	公募	H29.4～R4.3	5年
34	福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等	ふくおかスポーツライフ創造パートナーズ	公募	H30.4～R5.3	5年
35	福岡県立スポーツ科学情報センター	アクション福岡マネージメントグループ	公募	H30.4～R5.3	5年
36	福岡県立総合プール	アクション福岡マネージメントグループ	公募	H29.4～R4.3	5年
37	福岡県馬術競技場	福岡県馬術連盟	公募	H29.4～R4.3	5年
38	福岡県立総合射撃場	公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	個別	H31.4～R6.3	5年
39	福岡県立社会教育総合センター	福岡総合ビル管理事業協同組合	公募	R2.4～R7.3	5年
40	福岡県立社会教育総合センター少年自然の家	福岡総合ビル管理事業協同組合	公募	R2.4～R7.3	5年
41	福岡県立英彦山青年の家	福岡総合ビル管理事業協同組合	公募	R2.4～R7.3	5年
42	福岡県立少年自然の家「玄海の家」	福岡総合ビル管理事業協同組合	公募	R2.4～R7.3	5年

NPO・ボランティアとの協働について

1 企業・NPO・県民の協働意識醸成

(1) 現状

NPO・ボランティアや企業、行政などの多様な主体が地域課題を解決するため、互いに支えあい、共に助け合う共助社会の実現に向け、NPOが中心となった協働の取組支援や優良事例の紹介、表彰等に取り組んでいる。

(2) 課題

自然災害が頻発し、コロナ禍により困難な状況に置かれた人々への支援需要が増加する等、社会的課題が山積しており、これらの課題解決に向けて多様な主体による協働を更に推進するため、行政はもとより、企業、NPO、県民の協働意識の醸成を図る必要がある。

(3) 今後の取組みの方向性

- 行政職員の協働への理解を促進し、行政が多様な主体による協働のパートナーとしての役割を担えるよう、効果的な研修を実施する。
- NPOと企業との協働を推進するため、企業向けのセミナーや、NPOと企業との交流創造の場を提供する。
- ボランティアの担い手である県民の協働への理解を促進するため、引き続き優良事例の紹介や表彰等を行うとともに、HP等で情報を発信する。

補足資料

- ・ 県の「NPO・ボランティア」に関する施策で力を入れてほしいこと
(県民意識調査)
- ・ NPO・ボランティアと行政による協働件数の推移

2 NPO・ボランティアの運営力・活動基盤の強化について

(1) 現状

多様な主体との協働による共助社会の実現に向けて、NPO等が社会的・公益的活動の担い手として役割を十分に果たすよう、NPO等の運営力・活動基盤の強化に向けた支援に取り組んでいる。

(2) 課題

県内NPO法人の収入規模を10年前と比較すると、1,000万円以上の収入を得る法人の割合は、全体の28.7%から32.7%に増加しているものの、依然として収入規模が500万円未満の法人が約6割を占めている。

(3) 今後の取組みの方向性

- NPO等の組織運営力・財政力の強化を図るため、引き続き、資金調達、会計・税務、事業運営などに関する相談や研修会を実施する。
- NPO等の資金確保を支援するため、国の休眠預金制度の活用や本県の共助社会づくり基金を活用した「ふくおか地域貢献活動サポート事業」の活用を促進する。
- 企業等からNPO等への寄附を促進するため、寄附控除の対象となる認定NPO法人の取得を支援する。

補足資料

- ・ 特定非営利活動に係る収入の分布

包括提携（連携）協定による協働の推進について

包括提携（連携）協定締結企業との取組み活性化

（１）現状

- 企業との包括提携（連携）協定については、現在 17 件、28 社と締結している。

企業やNPO・ボランティア団体など多様な主体が協力し支えあって地域の課題を解決していく共助社会づくりや、地域活力の創出等を目指す地方創生の観点から、相互に利益をもたらす多様な連携・協力関係を構築できるよう、積極的に進めている。

【近年の主な取組み】

企業名	取組内容
日本郵便(株)	京築神楽オリジナル切手の制作
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	エコドライブ・安全運転コンテストの開催
福岡県トヨタ販売店グループ	令和2年7月豪雨の際の災害用車両の貸し出し 東京パラリンピック事前キャンプ受入れにおける福祉車両の貸し出し
(株)福岡銀行及び (株)ふくおかフィナンシャルグループ	地産地消イベントの開催
(株)西日本シティ銀行	店舗を活用した県内市町村のプロモーション活動

（２）課題

- 協定締結後、庁内各課の意向を取りまとめ、協定の連携事項に基づく取組みを企業に提案しているが、企業からの新規提案は少なく、企業から県へ新たな取組みを提案しやすい環境づくりが必要である。
- 取組みの中には、途中で停滞しているものが散見され、企業とのコミュニケーション活性化が必要である。

（３）今後の取組みの方向性

- 企業への県政情報の提供やオンラインミーティングの活用により、協議・提案しやすい環境づくりを進め、企業の強みを活かした新たな取組みを創出する。
- 県と企業との間で、提案の具体化に向けて十分内容をすり合わせるとともに、進捗状況の情報共有を行い、取組みの円滑な実施を図る。

補足資料

- ・ 企業との包括提携（連携）協定 連携事項一覧

企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用について

（１）現状

企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業版ふるさと納税の新たな類型として令和２年１０月に創設されたもので、企業から寄附活用事業に従事する人材を地方自治体に派遣し、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附をすることで、当該経費の最大約９割に相当する税の軽減を受けることができ、地方公共団体は当該企業の人材を職員として任用し、実質的に人件費を負担することなく、専門的知識・ノウハウを有する人材を受け入れることができる。

（２）課題

- 「人材派遣型」については、企業に寄附に加え人材派遣を求めるものであり、企業の負担が大きいことや、創設から間がなく認知度が低いこともあって、本県では現時点の活用実績はなく、全国的にも事例は少ない。

【活用事例】

自治体	企業	活用事業	派遣期間
岡山県真庭市	両備ホールディングス(株)	観光振興事業	R3.4.1から２年間
新潟県	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	ICTを活用した地域課題解決	R3.6.1から９カ月間
大阪府貝塚市	南海電気鉄道(株)	駅開発等のまちづくり事業	R3.7.1から２年間
熊本県	九州電力(株)	脱炭素化推進事業	R3.8.18から約11カ月

- 企業への経済的利益供与が禁止されている条件のもと、企業にとっては、減税以外に人材を派遣することで得られるメリットが必要であり、活用事業の選定が難しい。

（３）今後の取組みの方向性

制度の活用に向け、先行事例を研究の上、企業にメリットがある事業を選定し、周知を図るとともに、企業からの希望に応じ速やかに人材を受け入れられるよう体制を整える。

補足資料

- ・ 企業版ふるさと納税 概要

市町村との連携について

1 市町村に対する事務・権限の移譲及び規制緩和の実現

(1) 現状

- 本県では、手挙げ方式を基本として、市町村の意向を聞きながら、県から市町村への権限移譲の取組を進めてきた。
(近年の事例：旅券の発給申請の受理や交付に係る事務を3市町へ移譲)
- その一方で、第2次地方分権改革を経て、全国的に、都道府県から市町村への事務の移譲が一段落したところであり、新たなステージとして、地方の提案に基づくボトムアップ型の改革に移行すべく、平成26年に、内閣府によって「地方分権改革に関する提案募集方式」が導入された。
(全国の提案事例：「被災者の撮影した写真を活用した被害認定調査による罹災証明書の交付の迅速化」等)

(2) 課題

市町村が自ら決定権限を持ち、地域の実情に即した提案をすることで、住民により近いサービスの提供や総合的な行政施策の展開が期待できるが、現状、県内市町村の提案が少ないため、市町村の地方分権の担当者に制度をよく知ってもらい、職員に広く周知してもらう必要がある。

(3) 今後の取組の方向性

市町村の意向に応じて、引き続き、個別に権限移譲の協議を行う。
同時に、内閣府が実施する「地方分権改革に関する提案募集」の活用を市町村に対して周知するとともに、市町村からの個別の相談に応じ、他市町村へ共同提案を呼びかける等の支援を行う。

補足資料

- ・地方分権改革における「提案募集方式」の概要

2 県と市町村との連携による行政の効率化と市町村間の広域連携支援

(1) 現状

- 県では、施策の全県的推進に向け、各分野において市町村との連携・協力を進めてきている。

【これまでの連携・協力例】

- * 県職員を市町村へ派遣し、税の滞納整理支援、共同催告等の徴収連携を実施。
 - * 要保護児童対策地域協議会等を通じて児童虐待防止を支援。
 - * 市町村と連携し、「ふくおか健康ポイントアプリ」の活用促進や運動教室の開催等の健康づくりの取組みを県民運動として推進。
- なお、都道府県による市町村の補完については、平成12年に施行された地方分権一括法により、従来の都道府県の補完事務は再構成され、その範囲は、市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることとなった。

(2) 課題

- 県内においては、市町村合併の進展後も小規模市町村が存在し、市町村の規模・能力は一層多様になり、今後の人口減少により、こうした傾向の加速化が見込まれる。
- また、小規模市町村に限らず、多くの市町村において、行政のデジタル化や、技術職員等の専門人材の確保・育成など、対応が困難な事案が増加しており、更なる深刻化も想定される中、県と市町村との連携や市町村間の広域連携による対応を検討していく必要がある。

(3) 今後の取組の方向性

- 県政の推進に当たっては、県と市町村との間のコミュニケーションを深め、より密接に連携することによって、チームとしての力を発揮し、様々な課題の解決に向けて取り組んでいく。
- 市町村の自主性・自立性を尊重することを基本としながら、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有し、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、必要な支援を行う。
また、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たしていく。
- これらの取組みをはじめとして、県と市町村全体を通じた行政の効率化を図り、県民のための行政を進めていく。

政令市との連携について

政令市と共通する行政課題の認識共有、連携・協力

(1) 現状

- 両政令市は、本県にとってなくてはならないエンジンであり、それぞれの施策を進める上で、情報を共有し、連携、協力を進める必要がある。
- 喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策等、様々な課題に対し、必要に応じてトップ同士が協議を行うなど率直に意見交換を行い、協力しながら課題の解決に努めている。

【これまでの連携・協力例】

- * 空港ごとに設置している官民一体の協議会において、両政令市と連携・協力しながら路線誘致、利用促進等の事業を推進。
- * 「下関北九州道路調査検討会」において北九州市等と連携し基礎的な調査を進め、下関北九州道路の実現に向け、国へ要望活動を実施。
- * 北九州市と共同で、関門海峡ミュージアムの展示更新を実施。
- * 県が管理するダムについて、両政令市を含む関係利水者と協議を行い、治水協定を締結。
- * 「感染防止宣言ステッカー」の掲示、助成金受給に関連し、連携して飲食店を訪問。

(2) 課題

県政推進に当たっては、県と市町村の連携を強化し、チームとして力を発揮していく必要があり、そのためには福岡県成長のエンジンである両政令市との連携が不可欠である。

(3) 今後の取組の方向性

引き続き、政令市と共通する行政課題について認識を共有し、感染症対策、国際金融機能誘致、空港、交通問題など個別具体の分野で連携・協力を進める。

他都道府県との連携強化について

(1) 現状

- 九州地方知事会において、①広域的な課題に対して連携して実行する「政策連合」、②新型コロナウイルス感染症に係る広域連携、③内閣府が行う「地方分権改革に関する提案募集」への共同提案、④国に対する提言・要望活動など、九州・山口が連携した取組を実施している。
- また、九州地方知事会と九州の経済団体で構成する九州地域戦略会議において、九州創生アクションプランを策定し、九州の官民が一体となって九州創生に向けた取組を推進している。
- 県議会を中心に設立された「九州の自立を考える会」からの政策提言を踏まえ、九州の自立的な成長発展に向けた様々な事業に取り組んでいる。

■九州地方知事会における具体的な取組

政策連合	・本県が幹事県となって、「70歳現役社会の実現に向けた連携」や「産業廃棄物税に係る広域的連携」など12の政策連合を実施。
新型コロナウイルス感染症に係る広域連携	・九州・山口9県災害時応援協定に基づき、PCR検査の協力、医療資機材の融通、看護師等の派遣を実施。 ・体外式膜式人工肺「ECMO（エクモ）」の広域利用等に関する協定を締結し、ECMO装着患者の県境を越えた受け入れを実施。
提案募集	・提案募集方式が導入された平成26年以降、計119件の共同提案を実施。

(2) 課題

- 新型コロナウイルス感染症など広域的な対応が必要とされる様々な課題が生じており、都道府県の枠を越えた連携・協力が、ますます重要になっている。
- 脱炭素やDXの推進などの新たな課題に対し、都道府県間だけでなく、経済界との連携・協力が求められている。

(3) 今後の取組の方向性

- 九州の自立を考える会と連携しつつ、各県に共通する様々な課題に対応するため、九州・山口各県及び経済界との連携強化を図り、引続き、九州地方知事会・九州地域戦略会議において、経済界を含めた九州が一体となった取組の実施を推進する。

補足資料

- ・九州地方知事会政策連合について
- ・地方分権改革に関する提案募集について
- ・第2期九州創生アクションプラン”JEWELS+”について

効果的な情報提供について

受け手に合わせた効果的な広報の実施

(1) 現状

- 各戸配布広報紙「福岡県だより」や「グラフふくおか」などの紙媒体をはじめ、テレビ・ラジオ番組や動画配信サイト「ふくおかインターネットテレビ」、SNSなど、様々な広報媒体を複合的に組み合わせた情報発信を実施している。
- 「グラフふくおか」について、令和元年度より「写真を通じて県内外の方に県の魅力を紹介するもの」と役割を見直し、県の施策を伝える「福岡県だより」とで内容及びターゲットを分け、それぞれの特性を生かした効果的な情報発信に努めている。
- 「ふくおかインターネットテレビ」では、より若年層に視聴してもらえよう、令和2年度より、タレントや若手リポーターを活用した体験型動画を新たに制作・配信するなど、視聴回数の増加に努めている。
- さらに、県公式LINEにおいて、令和2年度より、登録者自身が必要な情報を選択して受信できるセグメント配信を行うなど、利便性を高め、幅広い年齢層で登録されるよう努めている。
- インターネット広報に関しては、年齢や性別等の属性に応じた配信が可能なプッシュ型のSNS広告や、閲覧履歴などに応じて広告が表示されるウェブ広告により、ターゲットを定めた広報を実施している。

(2) 課題

- 情報取得手段が新聞・テレビなどのマスメディアから動画配信サービス・SNSなどのインターネットメディアに変遷してきていることから、これらに対応した広報を強化する必要がある。

(3) 今後の取組みの方向性

- 動画制作・動画配信サイトの運営を専門にする者・企業等の外部専門家や若手職員からの意見聴取などにより、インターネット・SNSによる情報発信の強化に取り組むとともに、これらを活用した新たな広報展開の手法を検討し、情報取得手段の多様化に対応できる、受け手に応じた戦略的な広報につなげる。

補足資料

・ 県の広報媒体一覧

県民ニーズの的確な把握について

県政モニターへの応募者数の確保

(1) 現状

- 県内在住の18歳以上の方（国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、県政モニター経験後2年以内の方を除く）から400人を選定。選定にあたっては、県の人口構成に近くなるよう、地区、性別、年代を按分し基準値を設けている。
- 活動内容は、年6回程度のアンケートへの回答のほか、県政に対する意見・提案等の随時提出。
- モニターの募集は、福岡県だより、県公式LINE等での広報のほか、他課のメールマガジンの活用、包括提携協定に基づくコンビニ等へのチラシ配架、市町村広報誌掲載、図書館や文化施設、県内大学等へのチラシ送付等、幅広く実施。
- 若年層（18歳～29歳）モニターの獲得に向け、令和3年度には、県立3大学の学内メールへの掲載を初めて依頼・実施し、令和2年度よりも多くの応募につながった（令和2年度：77人、令和3年度：170人）。

(2) 課題

- 定員数を超える応募者（令和3年度1,185人）を確保しており、現状では、地区毎、性別毎、年代毎にみた応募者数は基準数を満たしているものの、一部の地区では、性別、年代の基準数を確保できていない。

特に、応募者数が基準数の半分以下となっている層は以下のとおり。

地区	年代・性別	基準数	応募者数
筑豊	20代以下・男性	4人	2人
	50代・男性	4人	2人
	50代・女性	4人	0人
	60代以上・男性	6人	2人
	60代以上・女性	8人	4人
筑後	40代・男性	6人	2人

- 今後、地区、性別、年代を組み合わせたより精緻な分析にも対応できるよう、応募者数が基準数に満たない層をなくしていく必要がある。

(3) 今後の取組みの方向性

- 応募者数が少ない地区や年代に対して、既存の取組みに加えて、チラシの配布先を見直すなど、住民に届く効果的なアプローチを検討する。

補足資料

- ・ 県政モニター概要
- ・ 県政モニター構成（令和3年度）